

東日本大震災復興特別貸付

☎ 商工振興課商工振興係 ☎ 23-7091

東日本大震災の発生を受けて創設された制度です。直接的・間接的な被害を受けた中小企業者や風評被害等による影響を受けた中小企業者へ資金を融資します。

◆対象者

次の①～③のいずれかに該当する中小企業者。

- ①地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者・原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者

◆融資の内容

利用対象者	貸付限度額	据置期間	償還期間（据置期間以内）		利率
			設備資金	運転資金	
①直接被害 「被災証明書」等が必要	3億円（日本公庫 国民事業は6,000万円）	5年以内	20年以内	15年以内	基準利率より0.5%引き下げ 融資後3年間は、1億円（国民事業は3,000万円）まで1.4%引き下げ
②間接被害 （上記①の方と一定以上の取引がある人）	3億円（日本公庫 国民事業は6,000万円）	3年以内	15年以内	15年以内	基準利率より最大0.5%引き下げ 融資後3年間は、3千万円まで最大1.4%引き下げ
③その他の理由により、売上減少している方（風評被害含む）	7億2,000万円（日本公庫 国民事業は6,000万円）	3年以内	15年以内	8年以内	基準利率より最大0.5%引き下げ

- ②①の事業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者

- ③その他震災の影響により、業況が悪化している中小企業者

◆申込

日本政策金融公庫仙台支店 ☎ 022-222-5173
商工組合中央金庫仙台支店 ☎ 022-225-7411

みやぎ中小企業復興特別資金

☎ 宮城県商工経営支援課商工金融第一班 ☎ 022-211-2744

被災中小企業者に対し、事業の再建・経営の安定に必要な資金を融資します。

◆対象

震災前から継続して事業を行っている特定被災区域内の中小企業者で、次のいずれかに該当する中小企業者。

- ①地震、津波などにより直接被害を受けた中小企業者（り災証明書などが必要）

- ②震災後の最近3カ月間の売上高などが前年同期と比較して10%以上減少している中小企業者（市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定書が必要）

◆取り扱い期間

平成24年3月31日融資実行分まで

◆融資の内容

貸付限度額	8,000万円（運転資金、設備資金）
貸付利率	年1.5%（固定金利）
償還期間	15年以内（据置3年以内）
償還方法	原則として月賦均等返還
保証人・担保	保証人：原則として法人代表者以外不要 担保：必要に応じて徴求
信用保証	県信用保証協会保証付 年0.5%

◆申込

県内に本・支店を有する都市・地方・第二地方銀行、信用金庫、信用組合、および商工組合中央金庫において受け付けを行います。

マル経融資（小規模事業者向け融資制度）

☎ 古川商工会議所 ☎ 24-0055
大崎商工会 ☎ 52-2272 玉造商工会 ☎ 72-0027

小規模事業者が、無担保、無保証で利用できる融資です。

◆対象

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）で、商工会・商工会議所から経営指導を受けるなどの要件を満たす法人および個人事業主

◆助成の内容

貸付限度額	通常枠と別枠1,000万円
貸付利率	0.65%（平成23年9月末現在） ※貸付当初3年間は、基準金利から▲1.2%、3年経過後は、基準金利から▲0.3%となります。

◆申込

古川商工会議所、大崎商工会、玉造商工会

東日本大震災中小企業災害復旧融資利子補給

☎ 商工振興課商工振興係 ☎ 23-7091

震災によって被害を受けた市内の中小企業の復興支援を図るため、大崎市が利子補給する制度です。

◆対象

大崎市に本社または主たる事業所を有し、次の①～⑤のいずれかの災害融資を受けた中小企業者

- ①宮城県災害復旧対策資金②みやぎ中小企業復興特別資金③災害復旧貸付④東日本大震災復興特別貸付⑤マル経融資・震災対応特枠

◆助成の内容

利子補給率	上限1%（国、県の補給額を除く）
利子補給期間	資金の借り入れた日から5年間
限度額	1企業3,000万円

◆申込

平成24年4月13日(金)まで（平成23年中に融資実行されたものは平成24年1月20日(金)まで）、商工振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）へ申し込み

被災中小企業者対策資金利子補給

☎ 宮城県商工経営支援課商工金融第一班 ☎ 022-211-2744

被災した県内中小企業者が県の災害関連資金を利用した場合、県が、3年間支払利子を補給します。

◆対象

被災証明書などの交付を受けた人

◆申込

融資を受けた金融機関

◆助成の内容

対象資金	災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）	みやぎ中小企業復興特別資金
利子補給率	1%	1.5%
利子補給期間	資金の借り入れた日から3年間	
限度額	1企業3,000万円	

東日本大震災復興緊急保証

☎ 宮城県信用保証協会 ☎ 022-225-5230

金融機関から、事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする制度です。（借入額の全額に対して保証します。）

◆対象

震災前から継続して事業を行っている特定被災区域内の中小企業者で、震災発生後の最近3カ月間の売上高等が前年同期比10%以上減少の中小企業者

◆融資の内容

貸付限度額	8,000万円
貸付利率	各金融機関所定利率
償還期間	10年以内（据置2年以内）
信用保証	年0.7%

◆申込

県内に本・支店を有する都市・地方・第二地方銀行、信用金庫、信用組合、および商工組合中央金庫

大崎市中小企業振興資金

☎ 商工振興課商工振興係 ☎ 23-7091

◆対象

中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小規模の企業者（宮城県信用保証協会の保証対象業種を営むものに限る）で、同一の事業を継続し、次の①～⑤の要件をすべて満たす人

- ①市内に店舗、工場または事業所を有し引き続き同一の事業を営んでいる人
- ②市税の納税義務者で、税に滞納がなく、あつせんする資金の返済が可能と認められる人
- ③事業の内容が堅実で、社会的に信用があると認められる人

- ④信用保証協会の代位弁済や金融機関の取引停止を受けていない人

- ⑤大崎市小規模企業小口資金の融資を受けていない人

◆融資の内容

融資限度額	2,000万円（運転資金、設備資金）
貸付利率	年2.2%
償還期間	運転資金は7年以内（据置1年以内含む） 設備資金は10年以内（据置1年以内含む）
信用保証料	平成24年3月31日まで市が全額負担

◆申込

市内各金融機関